

本年2月14日、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」が国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課から公表された。この単価は令和2年3月以降契約する工事から前倒し適用される。平成25年の発表以降、「単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、法定福利費（筆者註：本人負担分のみで事業主負担分は含まない）相当額を適切に反映」しているとか、「入札不調の発生状況等に応じて（中略）機動的に見直すことができるよう措置している」という説明文が引き続き挿入された。更に今回からは「労働基準法改正による有給休暇の取得義務化をふまえ、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映している」とした。そのような意味の単価である。

1 公表資料の概要

国土交通省及び農林水産省（以下、「二省」という）では、原則として毎年10月時点で施工中の二省所管（直轄・補助等）の公共工事に従事する建設技能労働者の賃金の支払い実態を調査している。調査は1,000万円以上の工事を選定母集団にして無作為抽出しており、全国で10,200件の工事に携わっていた85,306人分のデータが有効サンプルとなった（詳細後述）。

この調査に基づき翌年度実施する公共工事の予定価格の積算に用いる都道府県別・職種別の「公共工事設計労務単価」（1日8時間当たり円）を決定する。これには時間外、休日及び深夜の割増賃金、各職種通常作業内容を超えた労働に対する手当、所属会社負担の社会保険料等を含む現場管理費や一般管理費等を含む諸経費は含まれない。したがって、「下請代金に必要経費分（事業主が負担すべき人件費）を計上しない、または下請代

金から値引くことは不当行為」としている。なお、参考公表として、福利厚生費等（約23%）、現場作業にかかる経費（約18%）を内訳とする「その他人件費（必要経費）」約41%の上乗せ数字も示している。

2 全国全職種平均単価の推移（図1）

全国全職種平均値は、標本数による加重平均単価が20,214円（対前年比2.5%増、平成24年度比51.7%増）となった。公表を開始した平成12年度以降で初めて2万円を超え、最高を更新した。また、被災三県の加重平均単価は21,966円（同2.9%増、同68.8%増）であった。過去からの推移は図1のとおりであり、公表資料を使った当研究所の試算値（公表された全職種・全都道府県の数字の単純平均値：25,061円）でも、平成12年度分の国土交通省発表の水準を引き続き上回った。

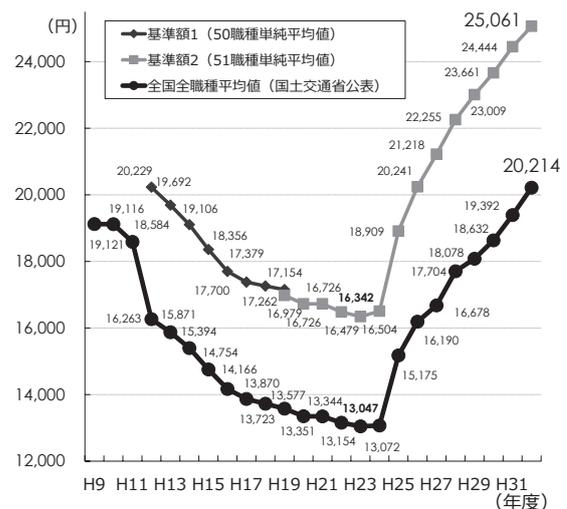


図1 調査全職種の単純平均日額の推移

(注1)「基準額」は国土交通省の公表の全職種の単純平均値（ただし、H25以後は当研究所の集計）。また、H19に「交通誘導員B」が加わり、同年のみ2値である。

(注2)国土交通省公表値はH26から職種人数によるウェイト付け平均値であり、H9年に遡って公表している。

3 主要職種別平均単価

当欄で例年まとめている主要12職種別と設備5職種別の平均単価（47都道府県の単純平均値）は表1、表2のとおりである。主要12職種では1.93～2.59%、設備5職種では1.69～2.03%伸びた。

4 都道府県別の各職種単価の変動傾向

各都道府県の公表値は100円単位である。都道府県別の主要12職種及び設備5職種の単価が、この1年（平成31～令和2年）でどう変化したか

表1 主要12職種の平均単価

職種名	単価の平均（円）		伸び率（%）
	H31単価	R02単価	
特殊作業員	21,491	21,906	1.931
普通作業員	18,455	18,798	1.856
軽作業員	14,074	14,368	2.086
とび工	23,702	24,302	2.531
鉄筋工	23,579	24,191	2.599
運転手（特殊）	21,730	22,151	1.939
運転手（一般）	19,089	19,460	1.939
型わく工	23,866	24,485	2.594
大工	24,015	24,590	2.394
左官	23,579	24,185	2.572
交通誘導警備員A	13,662	13,991	2.414
交通誘導警備員B	11,772	12,036	2.241

（注）都道府県単価の単純平均（表2も同様）。国土交通省公表資料では加重平均値の掲載があるが、本欄集計値よりも若干大きい。

表2 設備5職種の平均単価

職種名	単価の平均（円）		伸び率（%）
	H31単価	R02単価	
電工	20,413	20,796	1.876
配管工	20,168	20,530	1.793
ダクト工	19,914	20,319	2.032
保温工	21,936	22,310	1.704
設備機械工	22,159	22,535	1.697

表3 対前年度増減額の都道府県職種別の基本統計量（図2参照）

（単位：円）

	主要12職種												設備5職種				
	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工	運転手（特殊）	運転手（一般）	型わく工	大工	左官	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	電工	配管工	ダクト工	保温工	設備機械工
最大値	700	600	700	1,200	1,400	800	700	1,500	1,200	1,300	1,000	400	1,200	1,000	1,700	800	900
3/4分位	500	400	300	800	800	500	400	850	800	800	400	300	600	600	600	550	500
平均値	415	343	294	600	613	421	370	619	575	606	330	264	383	362	405	374	376
中央値	400	300	300	600	500	400	300	500	500	500	300	300	300	300	300	300	300
1/4分位	300	300	200	400	400	300	300	400	300	350	200	200	200	200	200	200	200
最小値	200	200	100	200	200	200	200	200	200	200	100	100	0	-100	0	0	0
NA(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	4	5	1

（注）大工、保温工、ダクト工、設備機械工で、公表値がない府県（NA欄）があった。（表4参照）

を次頁表4で分析した。今回は主要12職種においては、北海道・東北・四国・沖縄での伸びが大きかった。また設備では、中部、近畿、中国などで伸びた。そして、その傾向を表3と図2で集計・整理した。都道府県別の増減額は、+1,700円（ダクト工）から-100円（配管工）の範囲にある（表3）。また、中央値と平均値が大きい順に、職種を並べ替えると図2の順番となる。

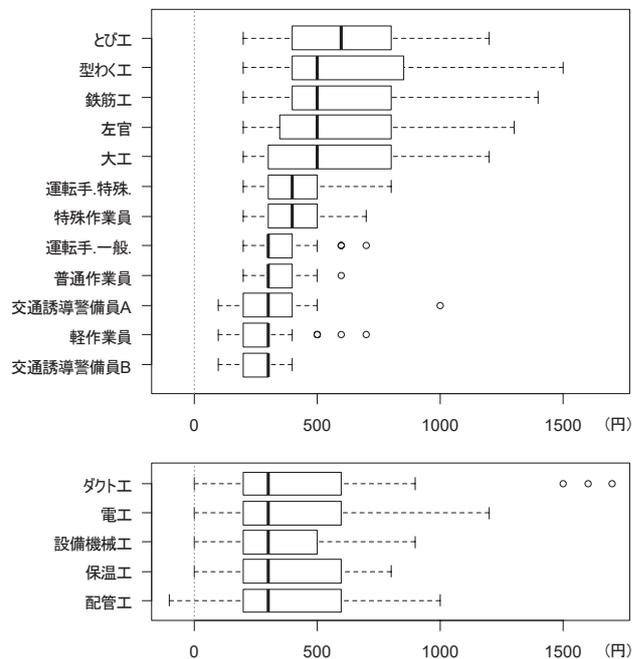


図2 対前年度増減額（円）の分布（箱ひげ図）

（注）表3の集計を図化したもの。中央値・平均値の大ききでソート。箱ひげ図の見方は、箱に半数（50%）の都道府県が入り、箱の中の太線は中央値を示す。箱から出る“ひげ”は箱の分布幅の1.5倍を超えない範囲の最大・最小値（その外側の。点は外れ値）を示す。

表4 都道府県職種別（主要12職種及び設備5職種）単価伸び率の傾向（H31年度→R02年度）

地方 地連協 協議名	都道府県 （※数字は 都道府県番 号）	主要12職種												設備5職種				
		特殊 作業員	普通 作業員	軽作 業員	とび 工	鉄筋 工	運転 手（特 殊）	運転 手（一 般）	型わ く工	大工	左官	交通誘 導警備 員A	交通誘 導警備 員B	電工	配管 工	ダクト 工	保温 工	設備 機械 工
北海道	01 北海道	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	△△	△△							
東北	02 青森県	△	△		△△	△		△	△△	△	△							
	03 岩手県	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	△△	△△							
	04 宮城県	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	△△	△△		△					
	05 秋田県	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	△△	△△							
	06 山形県	△	△		△△	△△	△	△	△△	△△	△△							
	07 福島県	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	△△	△△		△					
	関東	08 茨城県		△									△	△				
09 栃木県												△	△					
10 群馬県			△	△				△				△						
11 埼玉県				△								△	△					
12 千葉県			△	△								△						
13 東京都								△					△					
14 神奈川県		△		△			△						△					
19 山梨県				△									△	△				
20 長野県													△	△				
北陸		15 新潟県	△	△				△	△									
	16 富山県	△	△				△											
	17 石川県	△						△										
中部	21 岐阜県	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△△	△△	△	△
	22 静岡県	△	△	△			△	△				△	△	△	△	△	△	△
	23 愛知県	△	△	△			△	△		-		△	△	△	△	△	△	△
	24 三重県	△	△	△			△	△				△	△	△	△	△	△	△
近畿	18 福井県			△								△	△	△	△	△	△	△
	25 滋賀県				△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	26 京都府	△			△	△			△	△	△	△	△	△	△	△△	△	△
	27 大阪府				△	△			△	-	△	△	△	△	△	△△	△	△
	28 兵庫県			△△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	29 奈良県				△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△△	△	△
	30 和歌山県			△△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△△	△	△
中国	31 鳥取県				△	△			△	△		△	△	△△	△	△		
	32 島根県				△	△				△	△	△	△	△△	△			
	33 岡山県											△	△	△	△△	△△		
	34 広島県											△	△	△△	△			
	35 山口県											△	△	△△	△			
四国	36 徳島県				△△	△△			△△	-	△△	△				-	-	
	37 香川県				△△	△△			△△	-	△△	△				-	-	
	38 愛媛県				△△	△△			△△	-	△△					-	-	
	39 高知県			△	△△	△△			△△	-	△△					-	-	
九州	40 福岡県				△	△			△	△	△	△			△	△		
	41 佐賀県			△	△	△			△	△	△	△			△			
	42 長崎県	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△		
	43 熊本県			△	△	△			△	△	△	△		△				△
	44 大分県				△	△			△	△	△	△		△	△	△		
	45 宮崎県				△	△			△	△	△	△				△		△
	46 鹿児島県	△		△	△	△	△		△	△	△	△		△		△		△
沖縄	47 沖縄県	△	△	△	△△	△△	△	△	△△	-	△△	△△	△				-	-
	47都道府県平均			△	△	△			△	△	△	△	△			△		

凡例：

△△：伸び率が4.0%を超える	△：伸び率2.0～4.0%	空欄：伸び率2.0%以下	-：No Data
-----------------	---------------	--------------	-----------

5 標本棄却理由と地域差

前記のように今回の有効標本数は前回に引き続き10万人を下回った。その推移を過去の国土交通省公表資料から拾った(図3)。これらの資料には「主な棄却理由」としてA~Cに3分類した数値が継続的に公表されている(表5及び図4)。

毎年度実施される調査では各地で事前説明会が開催され、業界団体等も通じた注意喚起は広く行われているようだ。その成果とも思われ、対象標本数が減少する中で標本有効率は徐々に上昇している。しかし、最新調査でも3割弱の標本が棄却されている。その主な理由としては、表5に示すC：就業規則等の不備によるものが多く、半数超を占める。続いてA：記入事項の根拠諸資料の提示がないもので、3割弱となっている。

各年の資料には、都道府県別・主な棄却理由別の棄却率内訳数値のデータがある。その内訳合計が「棄却率」となるが、それは都道府県で差が大きい。令和元年10月調査時では、大阪府が最も高い47.9%で、秋田県が最も低い3.9%である。なぜ、そのような違いが生じるのだろうか。筆者が以前、調査担当者から伺った話は、「建築工事の標本に棄却理由に該当するものが多い」というものであった。もしそうならば、棄却率が高い都道府県ほど、建築系職種の賃金実態が発表の結果と離れているのではという疑念が残る。

その点を確認するため、図5を作成した。Y軸には最新調査の棄却率(%)をとり、X軸には公共工事費のうち、建築と土木一般との値から計算できる建築比率(建築÷(建築+土木一般))で計算)をとり、都道府県をプロットした。X軸の数値に関しては、国以外の情報を含むこと、1年ほど時点がずれる等の難点はあるものの、正の相関関係(相関係数は0.426)が見出せた。上記の仮説を裏付けるものの一つであろう。一般に土木工事に比べ建築工事は元下関係が重層化しがち(建築工事の技能労働者は二次以下の下請が多い)という実態があることも付記したい。

(総括首席研究員 岩松準)

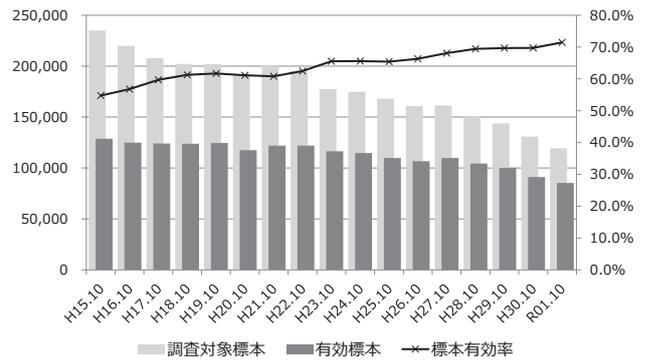


図3 調査対象数と有効標本数の推移 (H15~R01調査：全国)

表5 主な棄却理由

A：調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。
B：賃金台帳等に賃金の受領を証する押印(または本人のサイン)がない。
C：就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

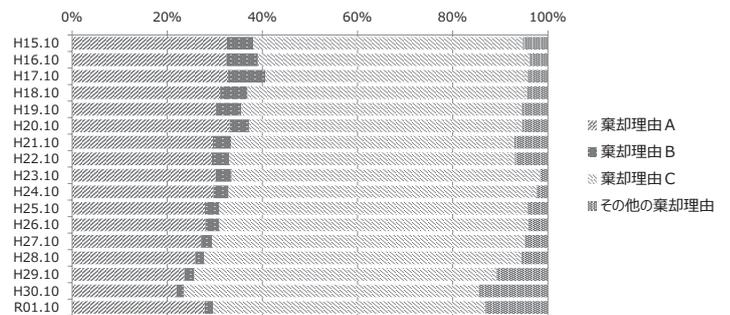


図4 主な棄却理由別標本構成比率(全国)

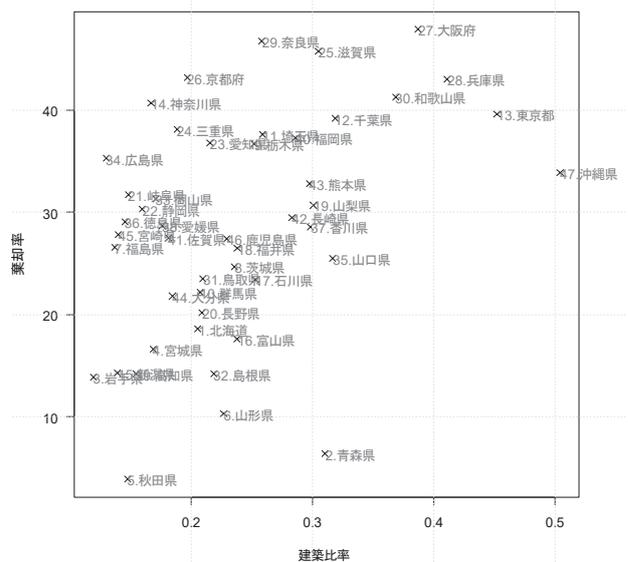


図5 R1.10調査での都道府県の棄却率分析(建築比率との関係)

(注) X軸の建築比率は、建設総合統計(2018年度)の表-21「都道府県別・種類別-年度計工事費」を用いて、各都道府県における公共建築と公共土木(一般)の金額から求めた。本データ値の相関係数を計算すると0.426であった。